

亶理町吉田西児童館等運営業務委託事業プロポーザル仕様書

亶理町吉田西児童館等の運営業務を受託する者が行う業務の内容及びその範囲、履行方法等は、この仕様書による。

なお、仕様の詳細は、別添の「亶理町吉田西児童館等運営業務委託事業実施要領」のとおりである。

1 業務名

令和7年度 亶理町吉田西児童館等運営業務委託事業

2 業務場所

宮城県亶理郡亶理町吉田字宮前40番地

宮城県亶理郡亶理町逢隈高屋字保戸原54番地2（亶理町立高屋小学校内）

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 業務内容

(1)児童館運営業務

①児童館の設置目的を達成するための業務

(2)児童館等管理業務

施設の維持管理については、受託者と町で管理を分担し行うものとする。

(3)放課後児童クラブ運営事業

・吉田西児童クラブ（定員45人）

・高屋児童クラブ（定員20人）

※受入児童数については、町と委託業者の協議のうえ決定する。

5 職員配置

児童館に配置する職員は、児童館及び放課後児童クラブの運営に必要な資格要件を満たす者を法令等に基づき適正に配置すること。

施設名	配置内容	
吉田西児童館 (児童クラブ含む)	館長1名 その他職員4名程度	職員は、児童館及び放課後児童クラブの配置基準を満たすこと。
高屋児童クラブ	その他職員4名程度（責任者を含む）	

※上記職員は、児童館職員（館長及びその他職員1名）を常勤、主に放課後児童クラブに従事する、その他職員は非常勤として想定したものであり、それぞれ配置基準に見

合う体制が確保されれば、勤務時間等に応じて人数を増減することは差し支えない。
※障害児等については、放課後等デイサービス事業の利用を促進するが、加配職員が必要な場合は、別途町と協議すること。

6 委託料

運営に必要な職員の人件費及び需用費等の経費並びに施設の維持・管理経費を以って委託料とする。

7 業務完了報告

事業年度終了後、30日以内に事業完了報告書を作成し、町へ提出すること。

8 協議

この仕様書に定めるもののほか、受託者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、町と協議し決定する。